

高速ツアーバスの安全確保のための 取組状況

関越道における高速ツアーバス事故について

●事故の概要

4月29日（日）午前4時40分頃、関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近において高速ツアーバスが乗客45名を乗せて走行中、当該道路の左側壁に衝突し、乗客7名が死亡し、乗客38名が重軽傷を負うという事故が発生。

●事故後の国土交通省の対応

対策本部の設置

- ・4月29日、直ちに自動車局及び関東運輸局並びに観光庁に対策本部を設置。
- ・5月5日、上記対策本部を統合の上、大臣を本部長とする「関越自動車道における高速ツアーバス事故対策本部」に格上げ。
- ・5月14日、政務三役会議の下に吉田副大臣を座長とする「関越自動車道における高速ツアーバスの事故を踏まえた公共交通の安全対策強化に係る検討チーム」を設置。
- ・6月6日、「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」をとりまとめ、6月11日の政務三役会議において正式決定。各事項については、7月以降順次実施しているところ。

高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について（平成24年6月11日決定）

今夏の多客期の安全確保のための緊急対策

1. 緊急重点監査の実施とその結果の活用
2. 乗務員の運転時間等の基準・指針等の見直し
3. 運送に関する文書の作成・保存の義務付け
4. 旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項を追加
5. 「高速バス表示ガイドライン（仮称）」及び「輸送の安全を確保するための貸切バス選定ガイドライン（仮称）」の策定・活用の周知
6. 旅行業者による「安全運行協議会（仮称）」の設置の推進
7. 旅行業者による利用者への安全情報提供の義務付け
8. 利用者等から国への通報窓口をネット上に設定
9. 行政処分事業者に係る詳細情報の公表
10. 行政と関係業界等との輸送の安全確保のための体制の構築

引き続き検討すべき事項

1. 運行管理者制度その他の安全に関する基準の強化
2. 「新高速乗合バス」の厳格な制度設計と同制度への早期の移行促進
3. 参入規制のあり方の検討
4. 運賃・料金制度のあり方の検討
5. 監査体制の強化
6. 処分の厳格化
7. 旅行業者と貸切バス事業者の公正な取引の確保
8. 業界・事業者における安全確保のための自主的な取組の強化
9. 運輸安全委員会の調査対象の見直し（重大な事業用自動車事故等）
10. その他

リストの公表

利用者・旅行業者が高速ツアーバスを利用・企画する際に安全な貸切バスの選択に資する情報を提供するため、今夏が多客期以降に高速ツアーバスを運行する意向のある貸切バス事業者について「高速ツアーバス運行事業者リスト」として整理し、5・6月に実施した緊急重点監査の状況等を記載の上、公表。

○7月18日（水） 各社の自主的取組や監査の状況を記載したリストの公表

リストの活用方法

①貸切バス事業者

- ・ リストにない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行しようとするときは、速やかに掲載を申し出るよう指導。
- ・ 上述の事業者が1年以内に監査を受けていない場合には、速やかに監査を実施。
- ・ リストにない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行していることが判明した際は、公表し、監査を実施。

②旅行業者

- ・ リストにない貸切バス事業者に高速ツアーバスの運行を依頼しようとするとき等は、当該貸切バス事業者が上述の申出をするよう、旅行業者においても働きかけるよう指導。
- ・ 高速ツアーバスを企画する旅行業者に運行の安全確保を図る観点からリストを適切に活用するよう指導。

③利用者

- ・ 高速ツアーバスを利用する際は、リストを適切に活用するよう周知。
- ・ リストにない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行していることが判明した場合、国土交通省に連絡するよう周知。

緊急重点監査の結果概要

緊急重点監査の対象事業者		298者	100%
立入検査時に指摘を受けた事業者〔精査中〕		250者	83.8%
(1)乗務時間等の基準		192者	64.4%
	一部(6件未満)遵守されていない	131者	43.9%
	多数(6件以上16件未満)遵守されていない	54者	18.1%
	大多数(16件以上)遵守されていない	7者	2.3%
(2)運転者に対する点呼		48者	16.1%
	一部(20%未満)実施されていない	30者	10.0%
	多数(20%以上50%未満)実施されていない	13者	4.3%
	大多数(50%以上)実施されていない	5者	1.6%
(3)運転者に対する指導監督		118者	39.5%
一般的な指導監督	一部(50%未満)実施されていない	78者	26.1%
	多数(50%以上100%未満)実施されていない	28者	9.3%
	全く実施されていない	3者	1.0%
特別な指導	多数(50%以上)実施されていない	31者	10.4%
(4)日雇い運転者		22者	7.3%
	1名選任していた	7者	2.3%
	複数選任していた	15者	5.0%
(5)名義貸し		1者	0.3%
(6)営業区域外で運送していた		50者	16.7%
(7)運行指示書を作成していない		5者	1.6%
(8)社会保険等に加入させていない		33者	11.0%
(9)その他		189者	63.4%

(注) 赤字: 高速ツアーバス運行事業者リストにおいて、1つ以上該当すれば「運行の安全確保の観点から重大又は悪質な法令違反」としているもの
 黄字: 高速ツアーバス運行事業者リストにおいて、2つ以上該当すれば「運行の安全確保の観点から重大又は悪質な法令違反」としているもの

左記の(注)の基準に該当する事業者数: 48者, 16.1%

立入検査を実施した高速ツアーバスを企画実施している旅行業者	59者
立入検査時において指摘を受けた旅行業者〔精査中〕	28者
・登録事項変更届、取引額の届出の提出がされていなかった(旅行業法第6条の4等関係)	8者
・旅行業約款、旅行業務取扱料金表等の掲示不備(旅行業法第12条等関係)	10者
・取引条件説明書面等の未交付、記載不足等(旅行業法第12条の4等関係)	21者
・貸切バスの営業区域外の運送(旅行業法第13条関係)	2者

※1: 指摘事項については、改善措置を図るよう指導済み。

今後、内容の精査が済み次第、必要に応じて、行政処分を実施。

※2: 高速ツアーバスを企画実施している旅行業者59者のうち、観光庁長官登録旅行業者は、8者。

都道府県知事登録旅行業者は、51者。

勤務時間及び乗務時間に係る基準や交替運転者の配置指針、点呼のあり方や運転者の健康状態の把握方など過労運転防止対策全般を見直すための検討会として、「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」を設置。

検討会の検討スケジュール

第1回検討会(5/29):論点整理	6月27日～7月11日	:パブリックコメント
第2回検討会(6/20):緊急対策(案)の審議	7月18日	:通達発出・公表
第3回検討会(6/27):緊急対策の決定	7月20日	:配置基準の施行
第4回検討会(7/30):緊急対策以外の審議開始	来年3月	:最終とりまとめ

過労運転防止に係る緊急対策(案)

「交替運転者の配置基準」の設定

高速ツアーバス等の夜間運行において、一運行あたり、以下の運行距離又は乗務時間を超える場合は交替運転者を必要とする。

運行距離:実車距離が400kmを超える場合。

ただし、特別な安全措置(以下)を講じ、その内容について公表を行っている場合は500kmとする。

乗務時間:一人の運転者の乗務時間が10時間を超える場合。

特別な安全措置

(1) 必須項目(全て)

- ① 遠隔地における第3者立ち会いによる点呼等
- ② デジタル式運行記録計による運行管理
- ③ 連続運転時間を概ね2時間ごとに合計で20分以上の休憩
- ④ 休憩期間が11時間以上

(2) 選択項目(上記に加え、以下の項目に1つ以上該当)

- ⑤ 日本バス協会の安全性評価認定を受けている
- ⑥ 安全運行協議会による安全措置に関する調査を実施
- ⑦ 高速バス運転者の育成プログラムを有する
- ⑧ ドライブ・レコーダーによる運転者指導
- ⑨ 居眠りを感知できる装置の装備
- ⑩ 24時間体制による運転者サポート 等

「交替運転者の配置基準」の実効性を確保するための措置

「交替運転者の配置基準」の実効性を確保するため、以下の措置を実施する。

運行管理が着実に実行されるための手段

- ① 高速ツアーバス運行事業者への緊急講習
- ② 高速ツアーバス運行事業者等による自己チェック
- ③ 国土交通省による抜き打ち一斉点検

利用者が実効性を見守ることができる仕組み

- ④ 利用者への表示
- ⑤ 通報窓口の設置

運転者が過労運転を回避できるための支援

- ⑥ SA等における体調管理報告
- ⑦ 疲労感を覚えたときの措置

事業者による運行管理の高度化のための措置等

- ⑧ デジタコ及びドラレコの導入促進
- ⑨ 衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱警報装置等の導入促進